

別記

審議概要

1 公開案件の審議

(1) 報告1 学校の通学路の安全確保について

- ア 説明員 中澤指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長
イ 結論 報告を了承
ウ 審議内容

【中澤指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長】

はじめに、「1 概要」ですが、本合同点検は、国の通知に基づき、市町村が公立小学校の通学路を対象として、道路管理者や地元警察署等と合同点検を実施し、令和3年（2021年）12月末時点の結果を、国へ最終報告として道教委が取りまとめたものです。

「2 点検結果」についてですが、(1)の対策必要箇所を有する市町村数は、札幌市を除く178市町村のうち151市町村ありました。

(2)の対策必要箇所の合計は、1,764箇所です。

(3)ですが、対策必要箇所1,764箇所を対策担当者別に集計した箇所数は、学校・教育委員会が1,524箇所、道路管理者が476箇所、警察が271箇所です。

なお、学校・教育委員会による対策必要箇所1,524箇所のうち1,504箇所は交通安全教育やボランティア等による見守り活動等によって、今年度中に対策完了となることとなっています。残り20箇所は、今年度、交通安全教育を実施し、更に次年度、注意喚起の看板設置、樹木伐採等の対策を実施する予定となっています。

(4)の対策必要箇所の具体的な状況については、車道と歩道の区別がない、車両の速度が速い、大型車両等の交通量が多いなどの状況となっています。

3の道教委の対応ですが、2月14日には、道開発局や道建設部、道警本部など関係機関との連絡会議を実施し、国へ報告後の継続的な対策状況の把握と今後の対応について協議したところです。

今後も、対策必要箇所の対策状況について、継続的に把握し、市町村

教育委員会に必要な指導・助言を行っていきます。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

【川端委員】

2の(3)の対策必要箇所について、学校・教育委員会が関係しているところは、約1,500箇所が概ね終了しているということですが、具体的にどのような対策が終わっていて、残りの20箇所というのは、いつ頃までを目標として、どのようなことを完了する見込みなのかを教えてください。

【伊藤生徒指導・学校安全課長】

学校・教育委員会の対策箇所ですが、具体的には、ソフト面の対策が中心になります。学校・教育委員会による対策ももちろんなのですが、地域の方や保護者がボランティアで通学路に立ち、注意喚起をするといったものが主な取組になります。

残りの20箇所についてですが、資料にも樹木伐採、注意喚起の看板設置と記載していますが、今は積雪時ですので、春になりましたら、改めて状況を整理し、更なる対策を行うものと聞いています。

【川端委員】

それでは、雪が順調に溶ければ、4月の新学期の時期には、対策必要箇所のソフト面での対策は、かなりできるということですね。

【伊藤生徒指導・学校安全課長】

はい。

【大鐘委員】

今、川端委員も言及された2(3)の対策必要箇所についてです。点線の囲みの中で、対策必要箇所20箇所について、今年度、交通安全教育を実施し、次年度に具体的な対策を実施するという記載がありますが、このことからすると、既に対策済の1,504箇所では、交通安全教育を実施した上で、具体的な対策を実施したと考えてよろしいでしょうか。

【伊藤生徒指導・学校安全課長】

ボランティアの見守りのほか、当然、それに伴う交通安全教育も行っています。

【大鐘委員】

もう1点、2(4)の対策必要箇所の具体的な状況についてです。点検の時期にも関わるかもしれませんが、対策必要箇所というのは、夏季の視点で点検してピックアップしているのか、それとも、冬季の視点も入れてピックアップしているのかを知りたいです。同じ箇所であっても、夏は安全でも、冬は雪が多くて危険になるというところもあると思うのですが、どのような視点で点検されているのでしょうか。

【伊藤生徒指導・学校安全課長】

今回の国の通学路の合同点検自体は、夏の時期に行いました。御記憶にあろうかと思いますが、千葉県での交通事故を受けての緊急点検でしたので、この点検自体は、夏の時期に一斉に行い、秋から冬に入るくらいの時期までに点検した結果になります。このため、積雪時に合同点検を実施したわけではないのですが、今回の合同点検を実施する前から、通学路安全プログラムという取組を実施し、夏の時期と降雪の時期それぞれの危険箇所を既にピックアップしていますので、そうしたものも加味しながら、報告いただいたものと考えています。しかしながら、今年は大雪もありましたので、冬の積雪時の点検も、改めて実施するようにしたところではあります。

なお、各学校では、通学路の点検そのものは、冬の時期も行っていることが非常に多いです。

【大鐘委員】

継続的に取り組んでいることが、よく分かりました。ありがとうございます。

【橋場委員】

今の大鐘委員の質問に関連するのですが、冬の道、氷の道についてです。私は、琴似小学校のそばに住んでいるのですが、子供たちが滑らないように、保護者が、歩道の子供たちがよく歩いている箇所に砂のようなものをまいて、朝も、子供たちが通るところで旗を振って、「気を付

けて行きなさいよ。」と声かけしています。北海道、そして、東北も同様でしょうが、文部科学省からは見えない、想像できない、そういう道もあるということだろうと思います。文部科学省からの通知が、毎年点検を行うという趣旨のものなのかは分かりませんが、やはり、北海道としては、独自で冬の事故防止に重点をおくべきだと思います。特に、留萌や宗谷、空知では雪が多く、今年は、札幌でもよく降りましたが、特に12月以降に雪が多いということ意識して、継続的に点検を続けてほしいと思います。今年は、道路に関する事故はなかったということですので、良かったと思います。

【倉本教育長】

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

【倉本教育長】

それでは、以上で本件の審議を終わり、報告を了承します。

(2) 議案第1号 教育職員免許法施行細則の一部を改正する教育委員会規則の
制定について

ア 説明員 伊賀教職員局長

イ 結論 原案どおり決定

ウ 審議内容

【伊賀教職員局長】

資料1ページの「1 趣旨」を御覧ください。この度の改正は、教育職員免許法施行規則等の一部を改正する文部科学省令が昨年5月7日に施行されたことに伴い、教員免許に係る各種様式の書面規制、押印の廃止等を見直すとともに、提出書類の証明の有効期限等を見直しを行い、現職の教職員が、教員免許を取得しやすい環境の整備を図るため、所要の改正を行おうとするものです。

「2 内容」ですが、1点目は、(1)のとおり、免許状の申請に係る各種証明書の有効期限等を見直しを図ろうとするものです。これは、他都府県に聞き取りを行った結果、北海道が他都府県と比較し、申請者に提出していただく証明書等の有効期限が短いことが分かったことから、申請者の負担を軽減するために、記載のとおり見直しを行おうとするものです。具体的には、「人物に関する証明書」については、これまでの有効期限30日を、他都府県並みに3か月に、それから「身体に関する証明書」やそれに代わる「定期健康診断書の写し」については、これまでの有効期限3か月を、他都府県並みの1年間に延長しようとするものです。特に、現職の教職員の場合、毎年職場で定期健康診断を実施していますが、申請時点において、受診日から3か月を経過してしまうと、「定期健康診断書の写し」を使用することができず、医療機関へ赴いて、「身体に関する証明書」により医師の証明を求めなければならなくなることから、教職員の負担となっているところです。

また、検査項目についても見直しを図り、他の都府県で実施数の少ない、「眼疾（眼の病気）」のほか、「結核の有・無」については、検査項目の対象から削除しようと考えています。

2点目は、(2)のとおり、国の省令が改正されたことに伴い、教員

免許に係る各種様式に旧姓及び通称名などを併記すること、また、押印を廃止すること、この2点が、都道府県教育委員会の判断により可能となりました。このことを受け、道教委においても、これらの改正が可能な箇所について、所要の規定の整備を行おうとするものです。

次に「3 施行期日」ですが、本年4月1日から施行したいと考えています。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

【川端委員】

特に気になったのが、旧姓使用のところですが、免許に旧姓を併記できるようになるということですが、今までは、名字が変わった場合は、免許状を再発行してもらい、それとは別に、学校で旧姓を使用したい場合は、所属長に申請書類を提出していたのではないかと思います。今回の改正により、旧姓入りの免許状を持っていることで、職場での旧姓使用についての手続が簡単になるということもあるのでしょうか。

【伊賀教職員局長】

学校での旧姓使用については、また別の手続となります。

【川端委員】

分かりました。私も旧姓使用をしているのですが、そのための手続に煩わしさを感じることも多かったので、教員免許状を見れば、旧姓使用の手続が簡単になるようになれば良いのかなと感じました。

また、証明書の有効期限については、なかなかすぐには取れない書類もあるだろうと思いますので、良い改正だと感じました。

【橋場委員】

これまで、「身体に関する証明書」については、有効期限を過ぎると、健康診断の結果とは別に取得し、提出しなければならなかったということであり、教職員にとっては相当な負担だったと思います。働き方改革の一歩になると思いますので、早く周知していただきたいと思いますし、他にも、このような規定がないのか、チェックしていただきたいと思

ます。

【伊賀教職員局長】

委員御指摘のように、他にもこのような事例がありましたら、どんどん直していきたいと思えますし、国の省令等の改正が必要であれば、文部科学省にお願いしていきたいと思えます。

【橋場委員】

現場からの声に敏感に反応していただきたいと思えます。

【伊賀教職員局長】

はい。現場の声をよく聞いていきたいと思えます。

【倉本教育長】

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

【倉本教育長】

それでは、以上で本件の審議を終わり、原案どおり決定したいと思います。よろしいですか。

《委員了承》

【倉本教育長】

それでは、この件は決定します。

(3) 議案第2号 北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について

ア 説明員 伊賀教職員局長

イ 結論 原案どおり決定

ウ 審議内容

【伊賀教職員局長】

資料1ページを御覧ください。「1 趣旨」ですが、この度の改正は、行政手続における書面規制の見直しを行い、教員免許関係の申請の一部について、電子申請ができるようにするために、所要の改正を行おうとするものです。

「2 内容」です。電子情報処理組織、いわゆる電子申請のシステムのことですが、これを使用することができる申請に、教育職員免許法施行細則に基づく手続の一つを追加しようとするものです。具体的には、道教委が免許状を授与したことを証明する「教育職員免許状授与証明書」について、申請する際に、他に添付が必要な書類もないことなどから、電子申請を始めようとするものです。

次に「3 施行期日」ですが、本年4月1日から施行したいと考えています。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

【川端委員】

役所の手続でも電子申請が増えていますが、具体的に、この電子申請の仕方を教えてください。

【奥寺教職員課長】

各個人が、道の電子申請システムのサイトにアクセスして、申請情報を入力し、クレジットカードによりオンラインで料金の支払をする流れとなっています。

【川端委員】

今まで書面で行っていたものを電子申請にできるようになった理由は何でしょうか。

【奥寺教職員課長】

これまでは、申請に当たり、収入証紙で料金を納付していただく必要があり、申請書類に収入証紙を貼付して提出していただいていたのですが、今回、電子化に伴い、申請は電子申請システムにより行い、収入証紙に関しても、4月から道庁全体でのキャッシュレス化に伴い、オンライン決済を導入できるように変わることから、電子申請で手続きできるように改正したところです。

【川端委員】

4月からより便利になるということですね。分かりました。

【倉本教育長】

これまで、金銭を徴する際に、収入証紙を貼る方法を続けてきたのですが、収入証紙に関して、キャッシュレス化することができるようになったので、申請も電子化できたということです。言ってみれば、もっと前からできたのではないかというところはあるのかなと思いますし、時代を考えると、もっと先に進んでいなくてはいけないのかもしれないです。

【川端委員】

まだまだ、収入証紙を貼らなくてはいけない手続は、いろいろと残っていると思いますが、まずは一歩進んだということだと思います。広域の北海道では、申請の手続をしやすいというのは、教職員の方にとって、非常に良いことかと思います。

【倉本教育長】

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

【倉本教育長】

それでは、以上で本件の審議を終わり、原案どおり決定したいと思います。よろしいですか。

《委員了承》

【倉本教育長】

それでは、この件は決定します。

(4) 報告 2 令和 3 年度教育費補正予算案について

- 報告を了承

(5) 報告 3 令和4年度教育費補正予算案について

- 報告を了承

(6) 報告 4 公の施設の指定管理者の指定について

- 報告を了承